

美濃市景観計画

平成21年3月

《 目 次 》

序章. 美濃市景観計画策定の背景	1
1. 美濃市景観計画策定の背景	1
2. 美濃市景観計画の位置づけ	1
第1章. 美濃市の景観	3
1. 美濃市の景観特性	3
(1) 景観類型別の景観特性	4
2. 良好な景観形成の基本理念および目標	6
第2章. 景観計画区域	7
1. 景観計画区域	7
2. 景観計画重点区域	7
3. 景観計画誘導区域	7
第3章. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	9
1. 景観計画区域における基本方針	9
2. 景観計画誘導区域における基本方針	11
(1) 川湊地区の基本方針	11
(2) 美濃インター地区の基本方針	13
(3) 曾代地区の基本方針	15
(4) 蕨生地区の基本方針	17
第4章. 景観計画区域における行為の制限	19
第5章. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針	22
第6章. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項	23
第7章. 景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する事項 ...	24
第8章. 景観まちづくりの取組み	26

序章. 美濃市景観計画策定の背景

1. 美濃市景観計画策定の背景

美濃市は、緑豊かな山々や清らかな流れを醸し出す長良川と板取川、うだつの上がる町並み（伝統的建造物群保存地区）、さらには美濃手漉き和紙など、かえがえのない自然とこの自然に育まれた歴史や文化など市民共通の資産が多く残されており、その資産を保全する取組みがこれまで行われてきました。

人口減少時代を迎え、時代は拡大型社会ではなく、生活環境の質を高める社会へと変化し、国は平成 15 年度に「美しい国づくり政策大綱」を発表しました。社会資本整備は量的から質的へと美しい国づくりに向けた方向転換が示され、平成 16 年 12 月には景観に関する総合的な法律である景観法が施行されました。

美濃市では岐阜県の同意を得て、平成 17 年 6 月に景観行政団体になり、平成 17 年 12 月にはスローライフシティをキーワードとした民間協働による 21 世紀型まちづくりを推進するため「美濃市景観形成基本計画」を策定しました。

この景観形成基本計画を踏まえ、平成 19 年 9 月には美濃市景観計画策定委員会を発足し、景観法を活用した「美濃市景観計画」を策定することになりました。

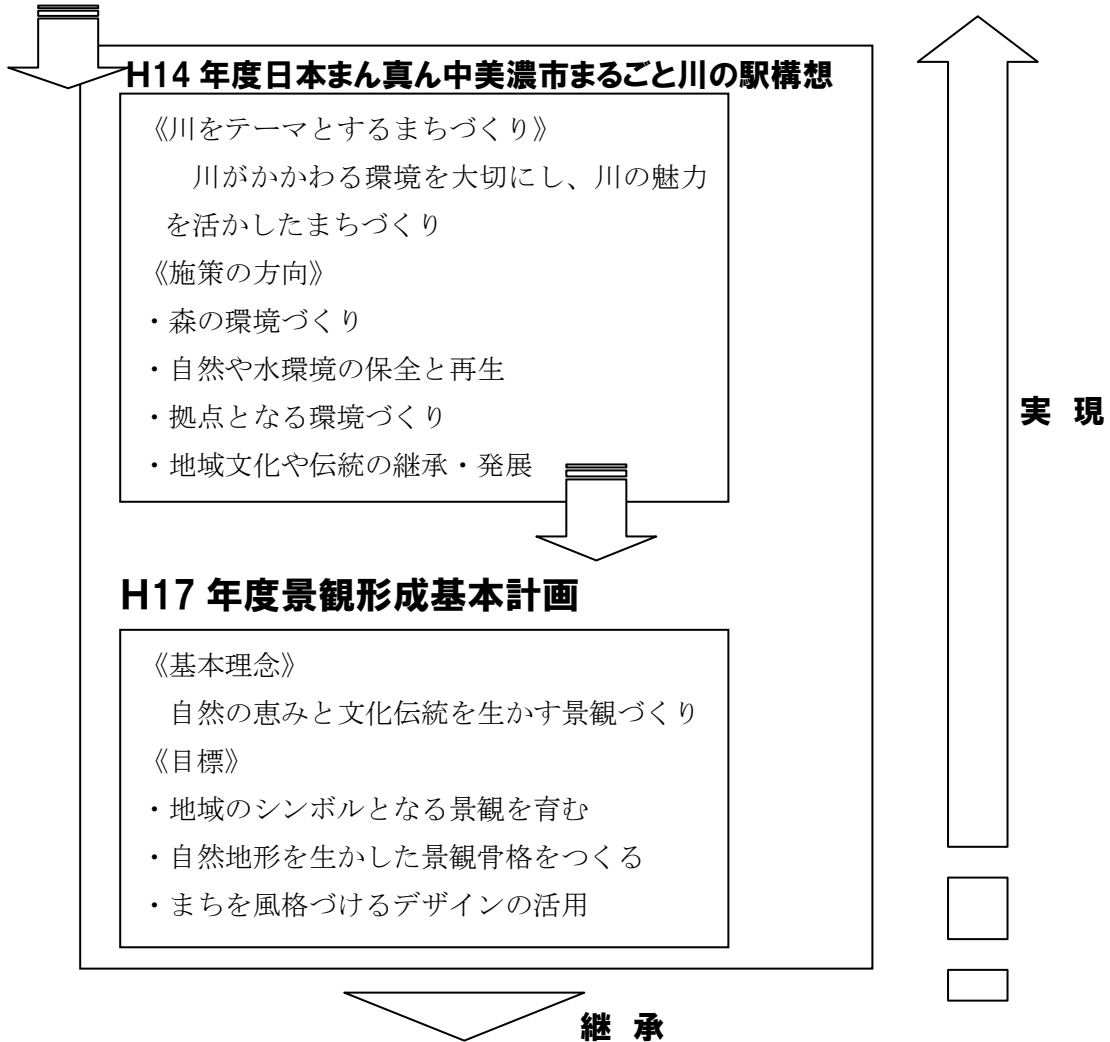
2. 美濃市景観計画の位置づけ

美濃市景観計画は、景観法第 8 条に基づく法定計画です。また、第 4 次総合計画に即し、「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」、「景観形成基本計画」を継承し、第 4 次総合計画将来都市像“住みたいまち訪れたいまち 美濃市”の実現に向けて、景観形成に関する総合的な方策を示したものとして位置づけることとします。

■美濃市景観計画の位置づけ

美濃市第4次総合計画 将来都市像

住みたいまち訪れたいまち 美濃市



美濃市景観計画

《 基本理念 》

**自然と歴史文化の景観を守り、
こころのゆとりを育む美濃らしい景観をつくり、
次世代につなぐ**

《 目 標 》

景観づくりを通じ、人と人のつながりや交流が生まれるまちとする

第1章. 美濃市の景観

1. 美濃市の景観特性

美濃市は、奥長良川県立自然公園に含まれる緑の山々と長良川や板取川などの清流に恵まれた豊かな自然景観、長い歴史のなかに育まれた伝統文化を背景に社会経済活動の中心として繁栄してきた目の字と称される伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区という）を含む市街地景観を有しています。その豊かな自然の恵みから、市の北中部では河川に沿って山々に囲まれた田園集落である農山村景観が形成されています。市の南部では低地に広がる田園とともに、東海北陸自動車道などの交通の結節点が形成されており、新興住宅地や工業団地など新しい美濃市の景観が形成されています。



(1) 景観類型別の景観特性

景観類型別からみる美濃市の景観特性は次の通りです。

《 自然型景観 》 -----

山なみ景観

美濃市の北端に位置する瓢ヶ岳をはじめ、1,000m級の山岳が連なる奥山、天王山や誕生山などの市街地・集落からほど近い里山により、市域を取り巻くように山なみ景観が広がっています。

緑の山地は山頂が円錐ではなく円弧となり、柔らかな山なみの特徴ある景観を有しています。



河川景観

市域の中央を南北に蛇行しながら流れる長良川と、それに市域西北から注ぐ板取川をはじめとする支流の流れは雄大な景観が形成されています。その河川には美濃橋のような地域のシンボルとなる橋梁があり、堤防沿いには景観の軸を強調するように桜並木が、河川景観を演出しています。



《 歴史型景観 》 -----

歴史文化景観

市内には文化財、史跡、神社仏閣などの歴史的な景観、花みこしなどの伝統行事の文化的な景観が地域の手で大切に守られています。かつては和紙問屋などの商家が並んだ「うだつの上がる町並み」は、平成11年に重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。今も商人文化が息づく歴史的な町並みは美濃市の代表的なまちのイメージをつくっています。



《 居住型景観 》 -----

田園集落景観

長良川や板取川の豊かな水に恵まれ、市内には山間部、丘陵部、平野部にわたり緑豊かな農地が形成されています。その周囲には水路や農道が走り、そして集落の佇まいは日本の原風景として田園集落景観がつけられています。農山村の景観は農業が営々と持続するたくましい暮らしが感じられるとともに、山なみや河川などの自然景観と工業地や市街地景観との緩衝的な役割も果たしています。



ものづくり景観

美濃和紙をつくり、全国に広めてきた「ものづくり」の伝統は、今も継承され、地場産業として集落のなかに「ものづくり景観」として残っています。蕨生地区では和紙づくりの工程である「こうぞの寒ざらし」や「板干し」の風景とともに、山並みに囲まれた落ち着いた集落により風情ある景観が漂っています。



工業地景観

美濃市の南部では東海北陸自動車道と東海環状自動車道の交通の結節点が形成され、美濃テクノパークなどの工業団地などの新しい景観がつくられています。工場や事業場などの敷地境界部に植栽を施すなど、周辺の自然や農村などと調和した景観が形成されています。



市街地景観

伝建地区を中心とした既成市街地の周辺に新しい市街地が形成されています。緑豊かな街路の沿道に整然とした住宅地景観がつくられています。



沿道景観

市の北中部を走る道路は河川のうねりや山並みを縫うように展開しています。沿道からの眺めは山並みや河川が連続する景観となり、サイクリングや散歩道として快適な沿道景観が形成されています。

市の南部では美濃インターが美濃市の玄関口となっており、商業地などの賑わいある沿道景観となっています。



《 眺望型景観 》 -----

眺望景観

市内には小倉山からの眺望、長瀬橋や山崎大橋などの橋上や橋のたもとの河川や山なみを見通す眺望など、幾多の景観ビューポイント（眺望地点）があります。



2. 良好な景観形成の基本理念および目標

《 基本理念 》

**自然と歴史文化の景観を守り、
こころのゆとりを育む美濃らしい景観をつくり、
次世代につなぐ**

美濃市は清らかな水と緑濃い山々に囲まれた多自然居住地域であり、この自然環境の中で守り育てられた美濃和紙、歴史のある町並み、祭りなど誇るべき伝統文化が美濃市らしい景観の特徴となっています。このような自然と歴史文化の美濃市らしい景観を守り、育て、そして「こころのゆとりを育む」景観を創出し、次世代へと手渡ししていくために、上記のような基本理念のもとに景観形成を推進します。

《 目 標 》

景観づくりを通じ、人と人のつながりや交流が生まれるまちとする

基本理念を踏まえ、美濃市の景観形成にあたっての目標を上記のように設定します。

景観法の基本理念にもうたわれているように景観形成には市民、行政、事業者の3つの連携が重要です。その3つの連携を図っていくためには、まず美濃市の景観を皆で考え、誇りを持つことが重要であり、そして美濃市らしい景観づくりを一体的に進める中で市民、行政、事業者のつながり、住民同士のつながり、住民と来訪者との交流が生まれ、賑わいや潤いあるまちを目指していきます。

このような景観形成の基本理念や目標のもとに美濃市総合計画将来都市像である「住みたいまち訪れたいまち 美濃市」の具現化を目指していきます。

第2章. 景観計画区域

1. 景観計画区域

美濃市は長良川や板取川の清流が市域を縦断し、その後背には地域を囲むように山並みが連なる自然景観がつくられ、その自然に育まれてきた歴史ある町並み、祭り、美濃和紙などの伝統文化が息づく景観が市内各所に広がっています。この美濃市らしい景観を将来に引き継いでいくために、景観づくりを進める区域として美濃市全域を景観計画区域に指定します。

【景観計画区域】 美濃市全域

2. 景観計画重点区域

景観計画重点区域は美濃市らしい特徴ある景観を有する区域で重点的に景観形成を図っていくことが望まれる区域です。該当区域の住民の手によって景観形成のための目標とルールなどを定めます。

景観形成重点区域は現在のところ指定はありません。

3. 景観計画誘導区域

景観計画誘導区域は美濃市の特徴ある景観を有しており、良好な景観の形成が望まれる地区であり、景観計画重点区域の指定を今後も検討していく区域です。

景観計画誘導区域には「川湊地区」、「美濃インター地区」、「曾代地区」、「蕨生地区」の4地区を指定しています。

■川湊地区

小倉山、川湊灯台、「伝建地区（目の字）」を結ぶ旧牧谷街道沿道の永重町、殿町、港町、および長良川を含めた地区を川湊地区とします。

■美濃インター地区

美濃インター付近の松森交差点から山崎大橋までの県道岐阜美濃線の沿道を美濃インター地区とします。

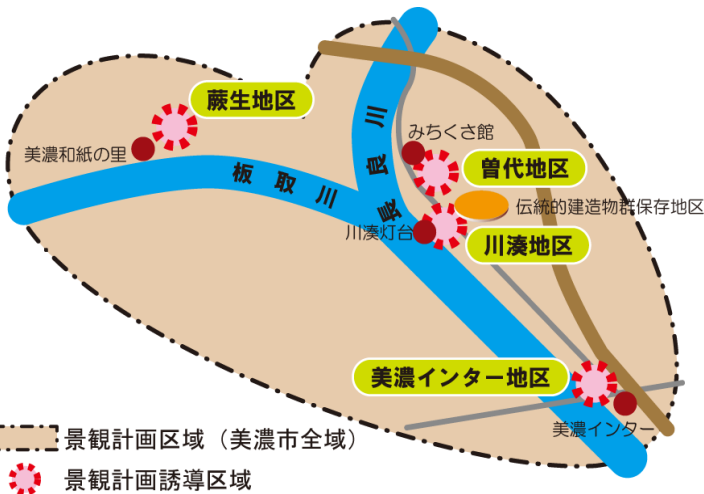
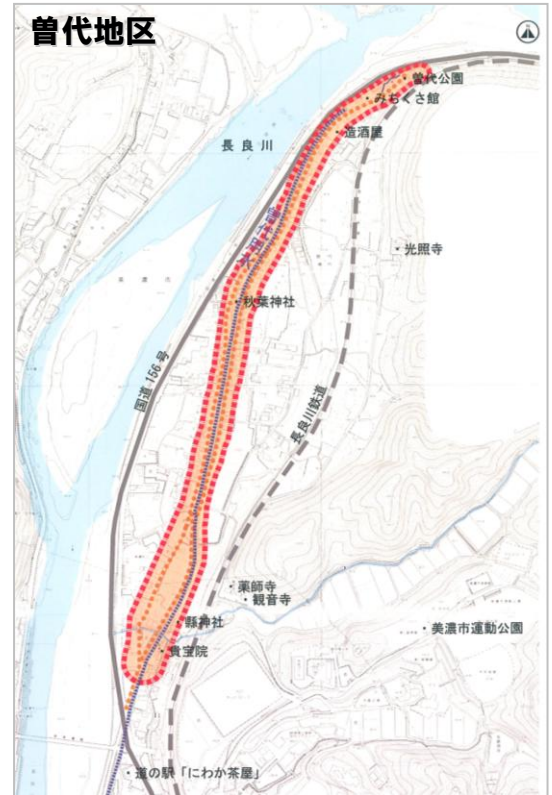
■曾代地区

曾代用水およびその沿道を曾代地区とします。

■蕨生地区

大師山の麓に位置する集落を蕨生地区とします。

■景観計画区域・景観計画誘導区域の位置および範囲



※景観計画重点区域は現在のところ指定はありません。



第3章. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 景観計画区域における基本方針

景観形成の基本理念や目標を受け、美濃市全域にあたる景観計画区域における基本方針は次の通りです。

1 自然景観の保全のために、日々の豊かな暮らしをつくり、暮らしの景観との調和を図っていきます。

自然景観は市民の暮らしの景観づくりを通じて、市民の手によって保全されます。また、市民は暮らしの景観づくりを通じて、豊かな日々の暮らしをつくることを目指していきます。



2 美濃市の景観の骨格をつくる河川に向き合い、河川景観を整備していきます。

河川景観は美濃市を代表する景観です。橋梁を渡るなど市民の暮らしとも結びついています。河川に向き合う河川景観を整備していきます。



3 伝建地区とその周辺に連続した景観を形成し、住む人と訪れる人の双方にとって心地よい質の高い景観を整備していきます。

伝建地区には住む人に加えて訪れる人が増えています。伝建地区の周辺に連続した景観をつくり、訪れる人が心地よく感じることができ、まちの魅力を発見できる機会をつくっていきます。



4 ものづくりの伝統が息づく田園集落景観を整備し、ものづくり景観をつくっていきます。

美濃和紙づくりの技術は現在も地場産業に受け継がれています。田園集落景観の中で綿々と息づく「ものづくり景観」をつくっていきます。



5

工業地や住宅団地などの新市街地景観を積極的に創造し、新たな美濃市の景観をつくっていきます。

歴史文化が息づくまちなみ景観の整備に併せて、新市街地の景観を創造していくことが調和する美濃市の景観づくりにつながっていきます。



6

美濃市の玄関口にふさわしい景観をつくっていきます。

美濃インター周辺は交通拠点としてその役割が増大しています。美濃市の玄関にふさわしい周辺の沿道景観をつくっていきます。



7

サイクルシティ構想の実現を目指し、景観眺望拠点をもうけ、眺望景観を保全し、整備していきます。

サイクリングを通じて、美濃市の景観を楽しむことができるサイクルシティ構想を実現させ、眺望景観の保全とサイクルシティづくりの両立を図っていきます。

また、地域の良好な景観を有しているビューポイント（眺望拠点）は、地域で育てる景観として保全と育成を図っていきます。



8

体験・ふれあい・学ぶ空間として、自然や水環境の保全と再生をはかり、景観づくりに活かしていきます。

長良川・板取川をはじめとする水辺や森林、田園などの日本の原風景を大切にし、そこに棲む魚や鳥・昆虫など様々な生物とふれあうことができる空間の保全と再生を図り、景観づくりに活かしていきます。



2. 景観計画誘導区域における基本方針

景観計画誘導区域における基本方針は次の通りです。

(1) 川湊地区の基本方針

①景観特性

川湊地区は「小倉山」、「川湊灯台」、「伝建地区（目の字）」を結ぶように旧牧谷街道などが走り、縦横ともに緩やかにカーブした沿道に町並みが連続し、長良川や小倉山などの水と緑の自然景観や美濃橋、曾代用水、岩陰遺跡などの歴史文化景観により、川湊独自の景観が形成されています。



歴史を伝える建物

②景観形成の目標および基本方針

川湊地区の景観形成の目標と基本方針は次の通りです。

■景観形成の目標

川湊の心を「つなぐ」 景観づくり

■基本方針

方針1 歴史と文化を感じさせる景観づくり

- 地区に残された旧跡や歴史的建造物を貴重な景観資源として活用するよう努めます。
- 時代に対応した、古いものと新しいものが調和したまちなみ景観形成を図ります。
- 商家の並んだ旧牧谷街道の歴史を伝える建築物や川湊地区の建物の特徴を保全し、「目の字」の町並みに連続するよう、活用に努めます。

方針2 地形や自然を活かした景観づくり

- 長良川両岸からの眺望景観を保全し、川に向き合う景観形成を図ります。
- 小倉山などの周辺地区と一体となる自然と調和したまちなみ景観形成を図ります。

方針3 地域の広がりをもった景観づくり

- 目の字や長良川などをつなぎ、回遊性をつくり周辺地区と一体となるよう努めます。

方針4 住民による景観づくり

- 花や植栽により街道などの統一感を演出し、歴史と自然を結ぶまちなみ景観形成を図ります。
- ベンチなどの設置により快適で楽しい歩行空間の創出に努めます。
- 看板類は落ち着いた町並みにふさわしい大きさ・デザインとします。

■川湊地区のイメージ図



(2) 美濃インター地区の基本方針

① 景観特性

美濃インター付近の県道岐阜美濃線は美濃市の重要な玄関口のひとつであり、各地区の観光施設などへつなぐ交通の要所でもあります。来訪者が、最初に美濃市のイメージをつくる箇所であるため、良好な景観形成を図ることが重要です。

区域の周辺では土地区画整理事業や沿道サービス系の商業業務機能の集積が予想され、新しい美濃市の景観づくりが求められています。



県道岐阜美濃線の沿道

② 景観形成の目標および基本方針

美濃インター地区の景観形成の目標と基本方針は次の通りです。

■ 景観形成の目標

美濃市の玄関口にふさわしい沿道景観づくり

■ 基本方針

方針1 自然と都市の賑わいが調和した景観づくり

- 沿道の屋外広告物は背景の山なみを考慮し、位置および素材、色彩、意匠などを工夫し、自然と都市機能が調和した景観づくりを行います。
- 四季を感じられる花や緑の植栽により沿道を演出し、自然と調和した沿道景観の形成を図ります。
- ガードレールなどを落ち着いた色彩にするなどの工夫により、沿道景観の向上を図り、自然と賑わいある景観が調和した歩行空間の創出に努めます。

方針2 屋外広告物のデザイン向上による沿道景観づくり

- 建築物などに設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮します。
- 野立看板などを地面に接して設置する場合は、その足回りの修景や緑化に努めます。
- 道路標識や案内標識などの機能を見直し、デザインの統一を図り、沿道景観の形成を図ります。

■美濃インター地区のイメージ図



(3) 曾代地区の基本方針

① 景観特性

曾代地区は長良川の流れから形成された河岸段丘上に位置し、長良川の流れとともに暮らしが営まれてきました。江戸末期には農業用水として整備させた曾代用水沿いに道が開かれ、そこから暮らしが発展し、今も市街地と農山村をつなぐ地として自然と調和した景観が残っています。曾代地区には曾代公園、用水沿川の桜並木、うだつの上がる商家や蔵などが保全され、住民の快適な生活の場を形成しています。



曾代用水沿道の景観

② 景観形成の目標および基本方針

曾代地区の景観形成の目標と基本方針は次の通りです。

■ 景観形成の目標

水の音と暮らしを感じるまちなみ景観づくり

■ 基本方針

方針1 自然と暮らしを活かしたまちなみ景観づくり

- 地区の後背となる里山や田園の緑、長良川、曾代用水の青などの自然との調和を図ります。
- 曾代の町並みを維持・育成し、建築物の規模、色彩を工夫し、自然と暮らしに調和するファサード（外観）のデザイン化に努めます。

方針2 商家などの歴史的資源を活かした景観づくり

- 地区に残された旧跡や歴史的建造物を貴重な景観資源として保全するよう努めます。
- うだつの上がる商家や蔵など歴史を伝える建築物などを保全するよう努めます。

方針3 快適な歩行空間づくり

- 曾代用水を潤いある水環境空間とし、地区の景観軸として育てていきます。
- 四季を感じられる花や緑の植栽により沿道を演出し、自然と暮らしが漂うまちなみ景観形成を図ります。
- ガードレールなどを落ち着いた色彩にするなどの工夫により、まちなみ景観の向上を図り、快適で楽しい歩行空間の創出に努めます。
- 看板類は落ち着いたまちなみにふさわしい大きさ・デザインにします。

■ 曾代地区のイメージ図



(4) 蕨生地区の基本方針

① 景観特性

蕨生地区は大師山を囲むように日本瓦葺きの家並みが広がっています。集落には美濃和紙の産地として紙すき工房が位置し、和紙づくりの工程である「こうぞの寒ざらし」や「板干し」などの文化的な景観により、和紙の里の風情が漂っています。蕨生地区には紙すきの工程で使われた川屋が今も残り、生活としても利用され、水との付き合いが深い地区です。集落内の花壇や山裾にカタクリの花を地元住民の手で育てており、住民のまちへの愛着がうかがえます。



大師山麓の蕨生集落

② 景観形成の目標および基本方針

蕨生地区の景観形成の目標と基本方針は次の通りです。

■ 景観形成の目標

和 紙 の 里 の 景 観 づ く り

■ 基本方針

方針1 和紙の里の風情を楽しむ景観づくり

- 地区の後背となる里山、集落を流れる河川などの自然との調和を図り、日本家屋が並ぶ景観などを保全し、美濃和紙の伝統産業が感じられる景観づくりを行います。
- 河川の護岸や民家の擁壁などには丸石積などの自然素材を用いるように努め、里山や水との関わりが感じられる暮らしの景観を後世に継承します。

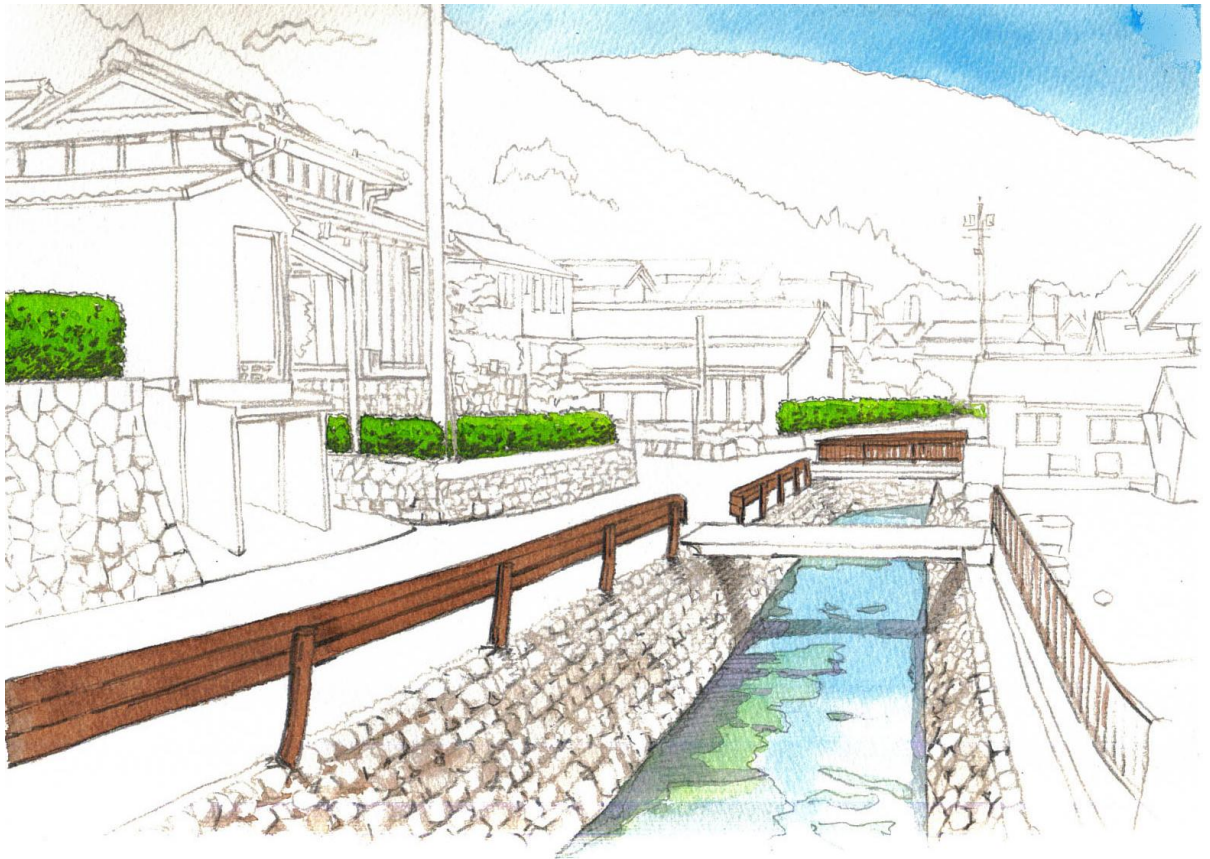
方針2 美濃和紙を活かした景観づくり

- 紙すき家や川屋など伝統産業を伝える建築物、こうぞの寒ざらしなどの伝統産業の景観を貴重な景観資源として活用するよう努めます。
- 蕨生の町並みや和紙の里の風情を読みとり、それを活用した建築物の規模、色彩を工夫し、自然と暮らしに調和するファサード（外観）のデザイン化に努めます。

方針3 風情漂う歩行空間づくり

- 四季を感じられる花や緑の植栽により沿道を演出し、里山の暮らしが漂う集落景観の形成を図ります。
- ガードレールなどを落ち着いた色彩とするなどの工夫により、集落景観の向上を図り、風情漂う歩行空間の創出に努めます。
- 看板類は落ち着いた町並みにふさわしい大きさ・デザインにします。

■ 蕨生地区のイメージ図



第4章. 景観計画区域における行為の制限

美濃市らしい景観形成を実現するため、美濃市全域にあたる景観計画区域での建築行為、開発行為について、下記事項に関して着手前に届出が必要です。

①基本的な考え方

彩度の高い色彩の大規模な建築物などが、自然景観や歴史・文化的景観などに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。大規模建築物（工場、大型店舗など）は地域のシンボルとなり、特にその色彩は人々に強く印象づけられるため、大規模建築物に対して客観的かつ明示的な基準を設け、色彩のコントロールを図ります。

②届出対象行為

届出が必要な行為は次の通りです。

- 延べ床面積 500 m²以上の大規模建築物、工作物等
- 開発行為として開発区域 1,000 m²以上の開発

※美濃市環境保全に関する条例（第8条）において開発行為を行う場合は市長の同意が必要であり、これまでの市条例との整合を図ることから上記の規模を定めています。

③行為の制限

○大規模建築物の色彩制限

大規模建築物の色彩は、以下の色彩基準に適合することとします。

ただし、彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとします。また、自然素材そのものの色彩は除きます。

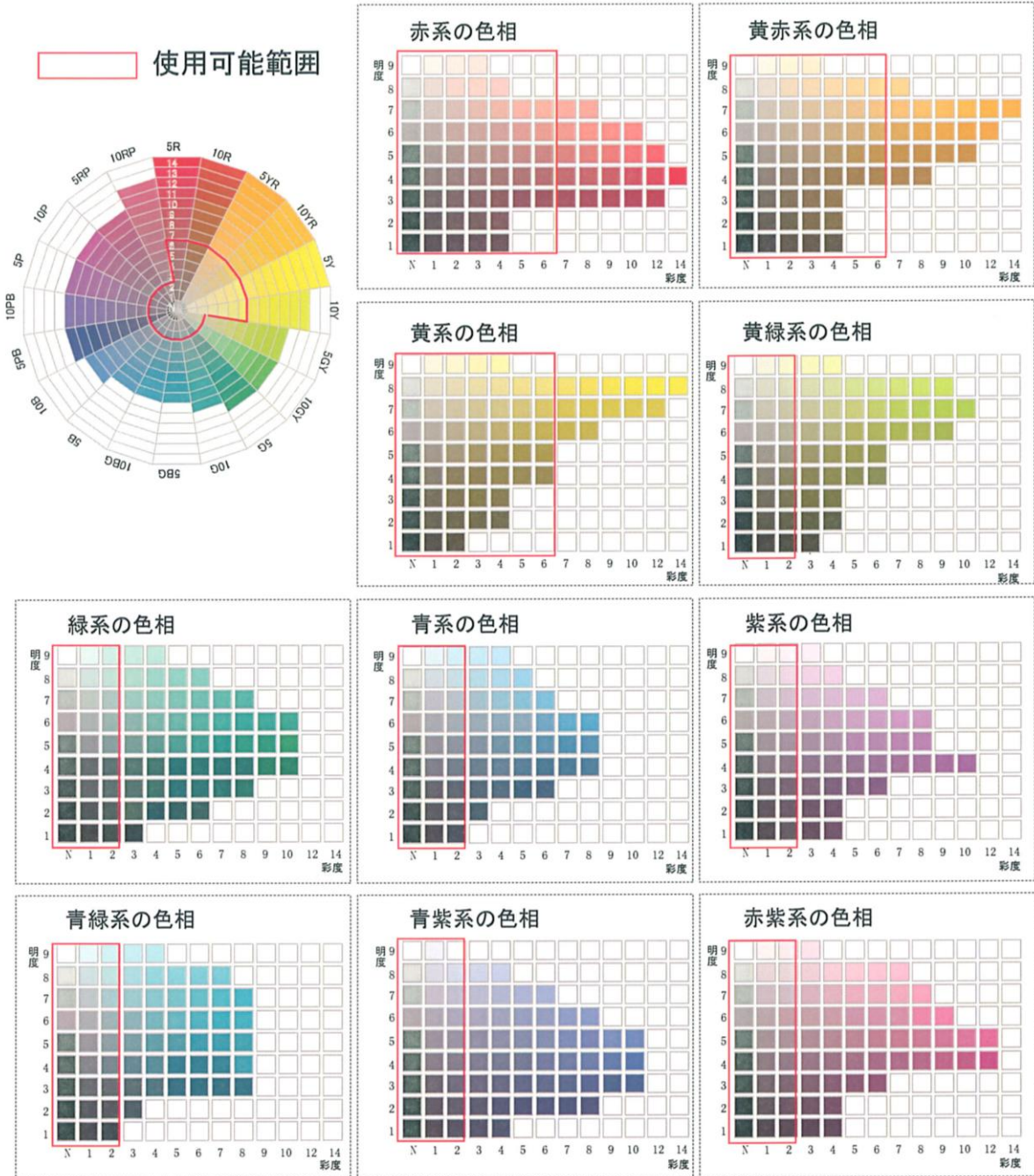
使用する色相	明 度	彩 度
R（赤系）、YR（黄赤系）、Y（黄系）	—	彩度6以下
その他	—	彩度2以下

なお、N（無彩色）については1～9の範囲とします。

※色彩の範囲はP.20、色彩基準の見方はP.21参照して下さい。

④大規模建築物の色彩基準

美濃市全域における大規模建築物の色彩基準は、次の範囲内に限ります。



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

色彩基準の見方

マンセル表色系ではひとつの色彩を色相、明度、彩度という3つの要素の組み合わせによって表現しています。色相、明度、彩度とは次のように定義されています。

色相

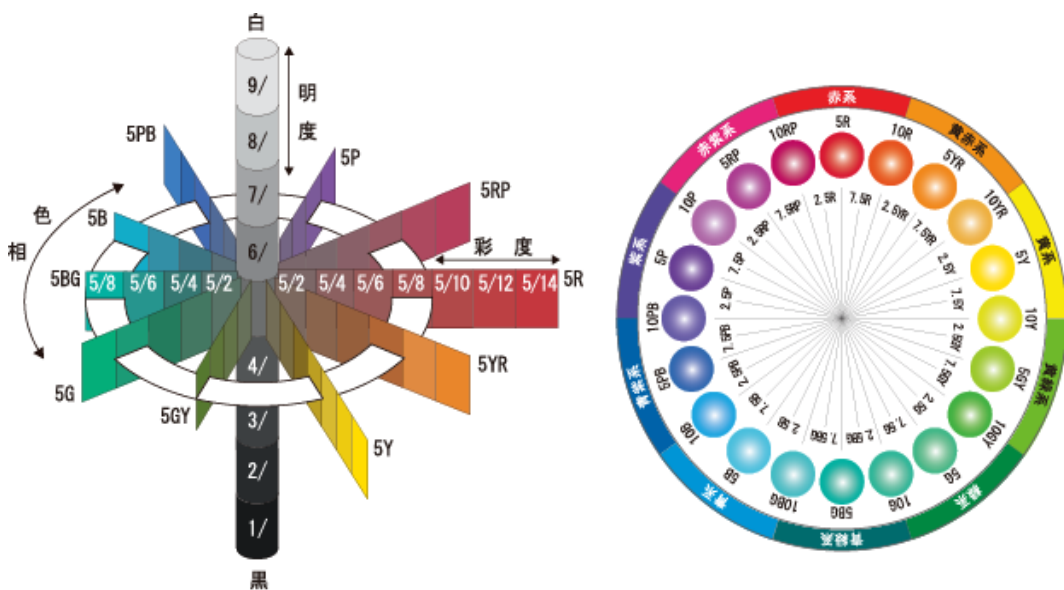
赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG)・青紫 (PB)・赤紫 (RP) の5つの中間色相があり、各色相に0～10の目盛りが付けられます。色相とは赤や青や黄といった「色合い」を表します。

明度

色の「明るさ (明暗)」の要素が明度です。明度が最大の場合は白、最も暗くなると黒になります。黒を0、白を10で表し、色相に関係なく比較する明るさの度合いです。

彩度

色の「鮮やかさ」の度合いを表します。色合いの強弱のことで、彩度が高ければより鮮やかに、低ければ濁った色 (グレー) になります。色相の中で最も彩度の高い色のことを純色、無彩色を0として、純色と混合して純色成分の比率を上げていくと色はだんだん鮮やかになります。また、色相・明度によって彩度の上限は異なります。



第5章. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物および景観重要樹木は、良好な景観の形成を図るために地域のランドマーク景観上重要な建造物、樹木を指定するものです。指定により、現状変更などに対する制限が可能になるとともに、所有者などの適正な管理義務、景観行政団体および景観整備機構と所有者が提携する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針は次の通りです。

1. 景観重要建造物(建築物、工作物)

市民に愛され親しまれている建造物などにおいて、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観形成上重要な建造物として、所有者の同意を得たうえで指定します。

これにより、歴史的建造物が持つ魅力や共感を地域のまちづくりに向けた貴重な資源として積極的に活用していきます。

【景観重要建造物の指定の方針】

- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの。
- 優れたデザインをもち、ランドマークやアイストップになるなど周辺景観の核となり、地域の景観上の特性を醸し出すもの。
- 地域のシンボリックな存在であり、地域住民に親しまれているもの。

2. 景観重要樹木

道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として、所有者の同意を得たうえで指定します。

【景観重要樹木の指定の方針】

- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせるもの。
- その樹容(規模、樹形等)から地域のランドマークやアイストップになっているもの。
- 地域のシンボリックな存在であり、地域住民に親しまれているもの。

第6章. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観形成に対する効果が高い重要な要素であることから、その表示または掲出物件の設置に関する事項を定めます。

景観計画区域内の屋外広告物については、歴史・文化・暮らしなどの景観との調和や建築物との一体性が確保されるよう、次の方針および行為の制限を定めます。

【屋外広告物に関する方針】

- 建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮します。
- デザイン、色彩、素材等を工夫し、地域特性を反映した統一性ある景観形成に配慮します。
- ネオンサインを設置する場合は、夜間の明るさに配慮するとともに昼間の景観にも配慮した形態意匠とします。
- 屋外広告物デザイン指針等を設け、意匠および大きさ等の基準を設定し、統一化を図ります。

【屋外広告物の行為の制限】

- 景観計画重点区域において屋外広告物を誘導する場合は、美濃市屋外広告物条例(仮称)による「誘導地域」を設けます。

第7章. 景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する事項

良好な景観形成を進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要です。公共施設（道路、河川、公園など）のうち、美濃市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設について、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備に努めます。

景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する方針は次の通りです

①景観重要公共施設の整備に関する方針

【景観重要河川】

景観計画重点区域に限り、景観上重要な河川を景観重要公共施設として位置づけ、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

【景観重要河川の整備に関する方針】

- 河川沿いの潤いある眺望景観を保全、育成するため、河川敷の緑地の保全、川岸等の親水化、堤防の緑化などの整備により水と緑の軸線としての景観形成を図ります。
- 河川の橋梁や、川沿いの各種施設と一体的な景観形成に配慮し、丸石積の護岸などの自然素材を活用した整備などによる良好な眺望景観の形成を図ります。
- 素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用は避け、周辺との景観に配慮します。

②景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

景観計画誘導区域の川湊地区が景観計画重点区域に移行した場合、長良川を景観重要公共施設（景観重要河川）として位置づけます。川湊灯台から良好な眺めを保全・育成するため、整備を行う際には前述の景観重要河川の方針に従い、工作物などを設置する場合は次の事項に配慮します。

【景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの】

- 工作物（県・市が設置又は管理する橋梁を除く）の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を越える色彩を使用しないこととします。

■ 景観重要河川の区域



第8章. 景観まちづくりの取組み

①市民・事業者などの自主的な景観まちづくり ～創りあげる景観～

古い町並みや神社などの保全の町内会活動、カタクリの花やホタルなどの自然環境の保全活動、花壇づくりなどの美化・啓発活動などこれまで各地域で自主的な景観に関する取組みがされています。

このように、市民の自主的な美化活動や花壇づくりなどは市民の目に身近な景観として、また訪れる人にも美しい景観づくりに取り組むまちというイメージを与えます。このような市民の自主的な景観づくりを「創りあげる景観」と称して奨励育てていきます。

今後とも、市民、行政、事業者などとの協働のもとで、休耕地や道路などの法面などを有効に利用して、季節の花を植えるなどの新しい景観を創出していく、市民主体の景観まちづくりを奨励し、支援していきます。



花壇づくり

【景観まちづくり推進の方針】

- 身近な緑化や花づくり、美化・清掃活動等の参加を推進します。
- 休耕地や道路などの法面を有効に利用して、市民・NPO・事業者等との協働で、季節の花を植えることにより、新たな景観を創出し、美濃市らしい花のある景観をつくります。
- 地域の自然や歴史などの景観資源を知る景観教育、体験等の実施に努め、景観保全の意識の向上を図ります。
- 地域の優れた景観は、その景観資源の伝承や由来などから名前をつけ、地域で愛着をもって育てていく景観をつくります。
- 市民などから景観に関する意見を収集し、景観づくりに活かすことに努めます。

■美濃市における景観まちづくり活動の実例

○ちんちん電車遊歩道の清掃・維持管理



地元住民により管理されている
ちんちん電車遊歩道

○カタクリの花、ホタルの保全



地元住民により管理されている
カタクリの花

②景観まちづくりの支援

景観計画を実行性のあるものとするとともに、市民や事業者の参画のしくみをつくりあげていくため、景観まちづくりの技術的な支援を実施し、市民の景観意識の向上に努めます。

■啓発活動、広報、シンポジウム等

○景観まちづくり活動の啓発と広報

景観計画に基づいた良好な景観まちづくりへの理解と関心を高めるために、景観に関するホームページや広報誌等を利用した啓発と広報に努めます。

○景観まちづくりシンポジウム、講演会等の開催

市民、NPO 法人等によるシンポジウム、講演会、若年層を対象としたセミナーの開催等の市民主体の啓発活動を促進します。

○景観まちづくり実施場所をめぐるウォークラリー等の実施

「創りあげる景観」を巡り、地域の景観として定着した景観を市民自らが評価し合う「景観まちづくりウォークラリー」などを実施し、人の目に触れることでの活動意欲の向上を図ります。

○景観まちづくりの表彰

優れた景観まちづくりを実施した個人や団体には表彰を行い、広く市民に功績等を知らせることにより、市民の景観まちづくり意識の高揚を図ります。

■市民活動の支援

○市民と行政の協働による景観まちづくりの支援

地域の景観まちづくりの活動において、景観に関する出前講座等の支援を行い、市民と行政の協働による景観まちづくりの推進を図ります。

○アドバイザー派遣等による技術的な支援

アドバイザー派遣等および計画書作成支援により、市民の主体的な活動の支援を行います。

③景観計画重点区域への指定の流れ

景観計画誘導区域や、土地所有者等により良好な景観形成を行うための地区については、景観計画重点区域へ移行することができます。その指定の流れは次の通りです。

